桃山学院大学における競争的研究費補助金等の取り扱いに関する規程

2007年（平成19年）11月7日
大学評議会承認
最近改訂　2025（令和7）年4月1日

（目的）

第1条　この規程は、国、地方公共団体またはその外郭団体等から交付される競争的研究費補助金等（以下、「競争的研究費等」という。）を受けた本学の研究者および研究実施に係るすべての者（以下、「研究者等」という。）ならびにその事務を行う者が、学術研究を遂行する際に、その競争的研究費等を適正に運営および管理することを目的とする。

（研究者等およびその事務を行う者の責務）

第2条　研究者等およびその事務を行う者は、学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規程および関連諸規程を遵守するとともに、経費の使用に関して説明責任を有することを踏まえて、公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

2　研究者等およびその事務を行う者は、交付決定を受けた(研究実施の内示、契約締結を含む)競争的研究費等に係る研究の実施にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）およびこれに基づく法令ならびに交付決定通知書(契約書を含む)に記載された事項等を遵守しなければならない。

（誓約書の提出）

第3条　研究者等およびその事務を行う者は、別に定める内容の誓約書を第5条に定める最高管理責任者（以下、「最高管理責任者」という。）に提出しなければならない。

（責任体制）

第4条　競争的研究費等を適正に運営および管理するために、最高管理責任者、第6条に定める統括管理責任者（以下、「統括管理責任者」という。）、第7条に定めるコンプライアンス推進責任者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を置く。

2　コンプライアンス推進責任者は、第7条にかかり、第8条に定めるコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

（最高管理責任者の責務等）

第5条　最高管理責任者は、本学全体を統括し、競争的研究費等の運営および管理について最終責任を負う者であり、学長をもって充て、職名を公開する。

2　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下、「基本方針」という）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者等が責任を持って競争的研究費等の運営および管理が行えるよう適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3　最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、重要事項を審議する大学評議会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深めなければならない。

4　最高管理責任者は、自ら不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。

（統括管理責任者の責務等）

第6条　統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営および管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者であり、学長が指名する副学長をもって充て、職名を公開する。

2　統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学における具体的な対策を策定・実施し、その状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告しなければならない。

（コンプライアンス推進責任者の責務等）

第7条　コンプライアンス推進責任者は、本学における競争的研究費等の運営および管理について実質的な責任と権限を持つ者であり、学長が指名する本学の事務部長をもって充て、職名を公開する。

2　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、前条第2項により策定された対策を実施し、その状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告しなければならない。

3　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正を未然に防止するとともに競争的研究費等に対する意識向上を図るために、研究者等およびその事務を行う者にコンプライアンス教育を毎事業年度に複数回実施するとともに、受講状況および理解度について把握しなければならない。

4　コンプライアンス推進責任者は、定期的に啓発活動を実施しなければならない。

5　コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、研究者等およびその事務を行う者が適切に競争的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。

（コンプライアンス推進副責任者の責務等）

第8条　コンプライアンス推進副責任者は、前条にかかる競争的研究費等の運営および管理を行う者として、学術支援課長およびコンプライアンス推進責任者が指名した者をもって充て、職名を公開する。

（直接経費に関する経理の委任）

第9条　競争的研究費等の交付を受けた研究者等は、その直接経費に関する経理を最高管理責任者に委任しなければならない。

2　研究者等から委任を受けた直接経費の経理に関する事務は、学術支援課研究支援室の所管とする。

（間接経費の譲渡およびその使用）

第10条　競争的研究費等の交付を受けた研究者等は、その間接経費を本学に譲渡しなければならない。

2　最高管理責任者は、譲渡を受けた間接経費を資金元の使用規則に基づき、その責任の下に公正・適正かつ計画的・効率的に使用しなければならない。

（直接経費の管理）

第11条　学術支援課研究支援室は、研究者等が直接経費を適正かつ効率的に運用するために、研究者等に代わり直接経費を適正に管理するとともに、研究者等が適正に学術研究を遂行するために、経理事務業務の支援に努めなければならない。

（収支報告）

第12条　学術支援課研究支援室は、毎事業年度終了後1カ月以内に、管理するすべての研究課題毎の収支簿を作成し、最高管理責任者、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者へ報告しなければならない。

（直接経費の支出）

第13条　直接経費を明確かつ統一的に運用および管理するために、「競争的研究費等の直接経費に関する細則」を定める。

2　学術支援課研究支援室は、直接経費を明確かつ統一的に運用および管理するために、「競争的研究費等の直接経費に関する細則」を遵守するとともに、これを研究者等に周知しなければならない。

（内部監査）

第 14 条　本規程第 1 条の目的を達成するため、学校法人桃山学院内部監査規程に基づき、毎事業年度に監査を行う。

（不正防止計画の策定・実施）

第 15 条　不正使用の防止計画を策定、推進するために、学術支援課研究支援室に不正使用防止の計画推進担当部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置く。

2　ここでいう「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失による競争的研究費等の他への使用または競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用のことをいう。

3　防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定し、実施状況を確認する。

4　防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

（通報窓口）

第 16 条　本規程に関わる競争的研究費等の不正な使用に適切に対応するために、監査室に通報窓口を置く。

（相談窓口）

第 17 条　競争的研究費等に係る事務処理手続に関する学内外からの相談および問い合わせに対応するために、学術支援課研究支援室に相談窓口を置く。

2　相談窓口は、競争的研究費等に係る事務処理手続に関する学内外からの相談および問い合わせに対して誠意をもって対応し、研究者等が適正に研究を遂行するための支援に努めなければならない。

（不正使用の発生または競争的研究費等の適正使用に疑義ある事案に対する対応）

第 18 条　通報窓口に通報があったとき、あるいは競争的研究費等の適正使用に疑義ある事案が発生したとき、最高管理責任者は報告に基づき、別に定めるとおり調査、報告を行う。

2　最高管理責任者は必要に応じて、調査対象となっている者に対し、調査完了までの間、当該の競争的資金等の使用停止を命ずる。

3　最高管理責任者は調査結果について資金元に報告するとともに、合理的な理由により非公表とする部分を除きすみやかに公表する。

4　調査委員会による調査の結果、不正使用にあたると認定した場合、最高管理責任者は、各就業規則に抵触するものとして、桃山学院懲戒委員会に懲戒処分に関する調査および審議を付託する。

（不正な使用による研究費の返還）

第 19 条　研究者等およびその事務を行う者の不正な使用による研究費の返還が生じた場合は、当該者が負担することを原則とする。

（不正な取引に関与した業者の取引停止）

第 20 条　不正な取引に関与した業者は、金額の多寡に関らず、納入日より 5 年間、すべての取引を停止する。

（法的措置）

第 21 条　不正な使用および不正な取引によって、本学に何らかの損害が生じた場合は、必要に応じて民事または刑事上の法的措置を講ずることがある。

（事務所管）

第 22 条　本規程に関する事務は、学術支援課研究支援室の所管とする。

（改廃）

第 23 条　本規程の改廃は、大学評議会の審議を経て、学長が行う。

付　則

この規程は、2007（平成 19）年 11 月 7 日から施行する。
この規程は、2009（平成 21）年 4 月 1 日から改訂施行する。
この規程は、2013（平成 25）年 7 月 24 日から改訂施行する。
この規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日から改訂施行する。
この規程は、2016（平成 28）年 4 月 1 日から改訂施行する。（事務組織改編等により一部変更）
この規程は、2018（平成 30）年 4 月 1 日から改訂施行する。（事務組織改編等により一部変更）
この規程は、2019（平成 31）年 4 月 1 日から改訂施行する。（事務組織改編等により一部変更）
この規程は、2021（令和 3）年 4 月 1 日から改訂施行する。（服務規程の廃止による）
この規程は、2022（令和 4）年 4 月 1 日から改訂施行する。（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正に伴う一部変更）
この規程は、2025（令和 7）年 4 月 1 日から改訂施行する。（責任体制の職名変更に伴う一部変更）